

国立大学改革の着実な実施

[改革加速期間 (H25 ~27)]

各大学の構想

グローバル化

イノベーション機能強化

人事・給与システムの弾力化

平成26年度から、海外大学のユニット招聘・共同学位プログラムの創設(東北大、群馬大、東大、京大、京都芸繊維大等)、海外キャンパスの設置等の海外展開(東京医科歯科大、名大、長崎大等)、**イノベーション機能など抜本的な機能強化**(秋田大、東工大、福井大等)の**改革ビジョン・構想が始動**。
これ以外の大学においても、「ミッションの再定義」を踏まえた、強み、特色を活かした機能強化が進展予定。

各大学

- 改革構想・ビジョンを中期計画に明記、実現に向けた経営責任を明確化
- 学部・研究科等を越えた資源再配置、教育研究組織の再編成
- 優秀な若手や外国人研究者の獲得のための年俸制や混合給与制の導入など、脱公務員型の人事給与制度の実施**

DO

文部科学省

- 各大学の**大胆な構想に対して重点的に支援(平成26年度概算要求額:330億円)**
平成26年概算要求においては、**18大学の取組に対して運営費交付金を重点的に配分**し、資源再配分による機能強化を促進。

(人事給与システム改革)

上記重点支援に際して、**年俸制等の積極的導入を条件化するなど、人事・給与システムの弾力化を着実に推進**。さらに、大学における教員の流動性を高めるため、**運営費交付金の在り方の見直しを検討**。

→優秀な若手・外国人研究者の活躍の場の拡大

- (イノベーション機能強化) 国立大学から大学発ベンチャー支援会社への出資を可能とする規制緩和(臨時国会に前倒しで法案提出)**

→我が国社会の発展に寄与するイノベーション機能を抜本的に強化

- その他、監事機能の強化等により、大学におけるPDCAサイクル・ガバナンス体制を確立(通常国会に法案提出等)し、改革構想を着実に推進。

GOAL

- 客観的データに裏付けられた各大学の強み、特色を活かしたグローバル化、イノベーション機能を強化**
- 年俸制の導入等により3年間で1500人程度の若手・外国人研究者に常勤ポスト提示
- さらに退職金を含む運営費交付金の配分方針を抜本的に見直し、**1万人規模で年俸制・混合給与導入**を目指す
- 客観的データに裏付けられた各大学の強み、特色を活かした機能強化構想への配分を3~4割に**

[H28 ~]

第3期中期目標期間

各大学の教育研究組織の恒常的見直し・再編成による飛躍的な機能強化へ

ACTION

- 27年度予算等においてさらにメリハリある配分
- 各大学の改革構想の実現状況を踏まえ、第3期中期目標期間の運営費交付金の配分や評価の在り方等について具体的な検討をスタート(H25秋~)

CHECK

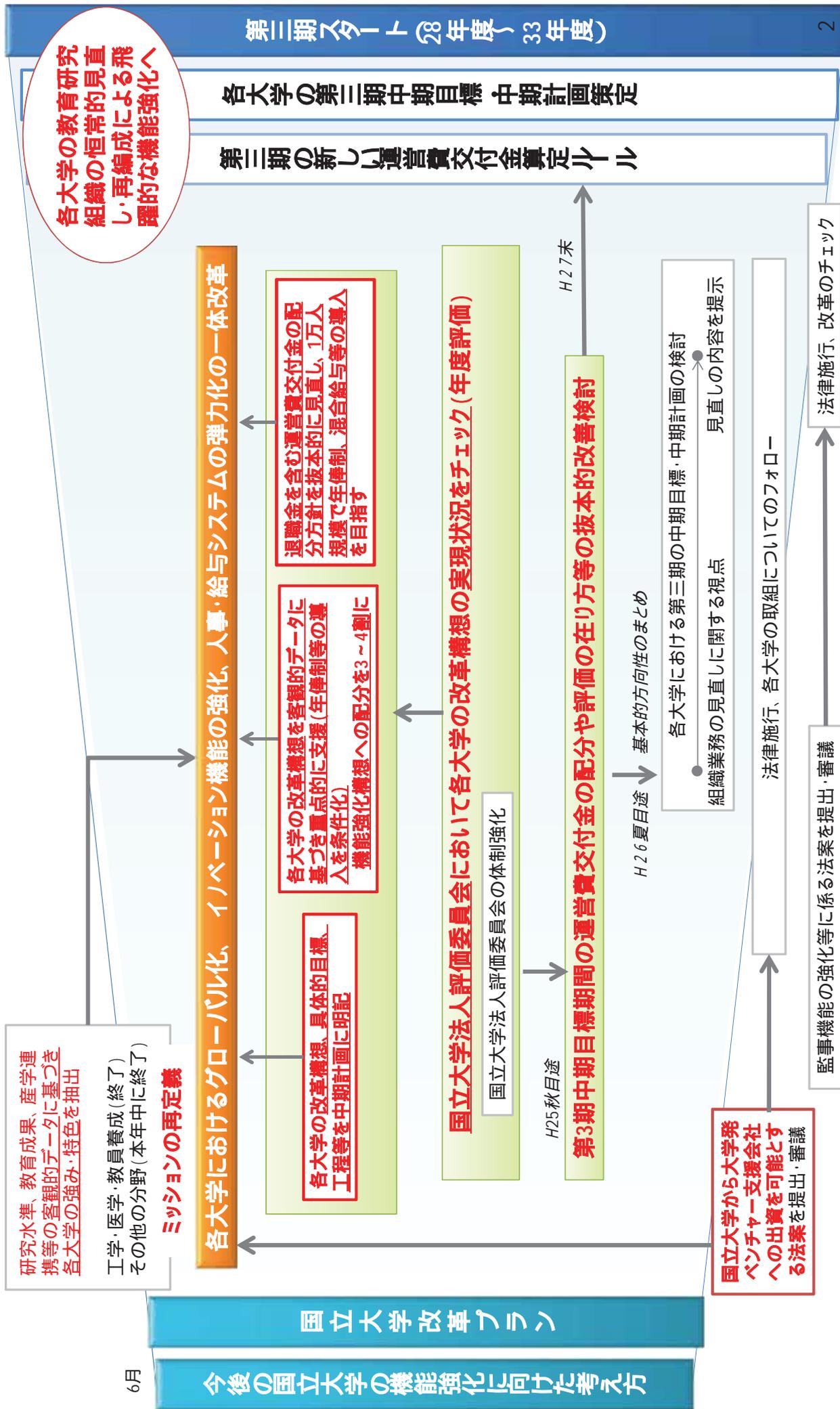
- 国立大学法人評価委員会(委員長:北山禎介三井住友銀行会長)が「年度評価」において、改革構想・ビジョンの実現状況をチェック
- 特に、**重点配分や制度改正による成果**については、文部科学省としても海外大学との共同学位プログラムの展開、**産学連携実績(外部資金獲得状況等)**や**研究成果の社会への還元状況(特許等の譲渡数、事業化数等)**、**若手・外国人研究者の雇用状況などのデータをもとにチェック**
- メリハリある配分の加速や「ミッションの再定義」等により、すべての国立大学の改革を推進
- 各大学の監事(文科大臣任命)は、各大学の改革構想・ビジョンが進展しているかどうかをチェック

改革構想の着実な実施

国立大学改革に関する工程表

近く、「国立大学改革プラン」を策定し、以下の工程表に沿って国立大学の機能強化に向けた改革を推進する。

概算要求	25年度	26年度	27年度	28年度～
概算要求	予算編成	概算要求	概算要求	予算編成



グローバル人材育成コミュニティの形成に向けて

現状・課題

海外拠点を有する企業の7割以上 にとって、グローバル化を推進する

国内人材の確保・育成は大きな課題

(出典：経済産業省「グローバル人材育成に関するアンケート調査」(2010年3月))

諸外国が海外留学生数を伸ばす中、日本人の海外留学生数は2004年以降減少傾向 2004年から2010年で24,885人減少(約 30%)

目標

日本人留学生倍増

2010 2020

大学生等 6万人 → 12万人

高校生 3万人 → 6万人

目指すべき姿

質の高い海外経験とグローバルな人的ネットワークを有する多くの人材が、大学等を卒業後に様々な分野で活躍

国連等の国際機関の中核で活躍する日本人の増加により、世界的な我が国のプレゼンス・影響力が向上

国、民間、大学が一丸となって我が国のグローバル人材を育成

国、連携企業、大学等が協働で選考・研修等を実施 留学だけでなく、インターンシップ等も運動する新たな取り組み SNSによる本事業参加学生等のコミュニティを創設し、国、連携企業、大学等がそれを活用

学生等の成長プロセス

留学目的の明確化

- ・選抜による意欲の喚起
- ・留学目的が明確になることにより、将来の具体的なキャリアプランを描く

質の高い留学

- ・明確な目的を持った優秀な学生が質の高い留学プログラムに参加し、大きな成果を得る
- ・支援メニューに応じ、留学後に活かせる多様な経験を積む

留学成果の定着等

- ・留学経験者が意見交換を行う交流会や、成果発表会等を通じて、留学の成果を真に身に付ける
- ・インターンシップや企業説明会等に参加し、企業理解を促進することにより、就職に向けた雇用のミスマッチを防止

選抜

成績優秀者だけでなく、高い意志と強い意欲がある学生等を選抜

成績要件の設定
明確な留学計画、指導教員等による推薦状、面接による選考

事前研修

行っただけに終わらない留学目的の明確化

留学希望学生等を対象に、例えばグローバル事業の現状や企業が直面している課題などをテーマに企業若手社員によるワークショップ等を実施。これによる留学目的の明確化と意欲向上をねらう

- ・講師派遣
- ・研修プログラムの策定等

留学時の奨学金支給

国費と民間資金のマッチング等による、学生等への奨学金支給及びステイタスの付与

(国による支援)

平成26年度概算要求額 153億円
大学生等：10,200人 32,500人
高校生：300人 3,600人
・奨学金による支援
・留学プログラムの評価等

- ・国費とのマッチングによる支援
- ・民間視点での支援メニューの実施

事後研修等

留学を真に血肉とするために欠かさないフォローアップを実施

個々人の内省を促す仕組みや、経験者同士で意見交換等の交流会を実施
留学修了者によるSNSコミュニティを創設し留学目的の実現に向けた取組の継続など

- ・連携企業のみSNSの閲覧可能。優秀な人材の発掘などに活用

インターンシップ・企業説明会等

留学修了者を対象としたインターンシップ、企業説明会等の実施
連携企業が実施する長期インターンシップへの参加
連携企業に限定した企業説明会等の開催



- ・インターンシップ機会の提供等

連携企業の役割等

企業ニーズに沿った優秀な学生等を選抜するため(希望に応じ)選考への参加

若手社員を講師として派遣。社内の若手社員研修として活用すること
で研鑽の場にも

民間資金を活用した支援メニューの提供

支援メニュー(案)
グローバル企業で活躍したいトップ層の学生等を支援する奨学金
地域のグローバル化に貢献する企業で活躍したい学生等を支援する奨学金
18歳頃の早期の留学を支援する奨学金

若手社員を講師として派遣。社内の若手社員研修として活用すること
で研鑽の場にも

優秀な学生等の発掘
学生等の企業理解増進による雇用のミスマッチの防止

グローバル人材となって実社会へ!

重点地域等を設定し、国費外国人留学生制度における「地域戦略枠」の創設等、日本の成長につながる優秀な外国人留学生の受入れを増加させる。各大学において現地で入学許可を出す仕組みづくりを促進し、「攻め」の留学生施策を実施する。大学の徹底した国際化や奨学金等の受入れ施策の充実を図り、外国人留学生の受入れを拡充する。関係省庁や経済団体とも連携し、卒業後の就職支援等についてのグッドプラクティスを増やすことで外国人留学生受入れの呼び水効果を強化する。

STEP1

渡日

優秀な外国人留学生を重点地域等で確保 11.4億円(4.7億円)

- **重点地域等における日本留学の促進**
 - ・ 留学コーディネーター配置事業 6億円(20箇所)【新規】
 - 日本留学の司令塔となる留学コーディネーターを重点地域等に配置し、在外公館や我が国の政府関係機関の海外事務所、大学等と連携して、現地での情報収集・発信の強化、人的ネットワーク構築を行い、外国人留学生の受入れ促進を図る。
- **日本留学情報発信機能の充実**
 - ・ 日本留学フェア等の実施(21都市)
- **現地における入学許可の推進等**
 - ・ 日本留学試験の実施(17都市)等

< 重点地域 >

ASEAN、ロシア、アジア、中東、中央アジア、インド、南米、米国、中東欧

STEP2

帰国

日本で学修 315.7億円(278.2億円)
(大学教育のグローバル展開力の強化 187億円(28億円))

- **奨学金等の充実**
 - ・ 現状、約14万人の外国人留学生在籍
 - ・ 諸外国との国際交流や相互の友好親善を促進するため、約1万人を国費外国人留学生制度で支援
 - 重点地域等から優秀な留学生を獲得するための「地域戦略枠」を創設
 - ・ 私費留学生のうち成績・人物に優れ経済的に修学が困難な者約1万人を文部科学省学習奨励費給付制度で支援
 - 渡日せずに入学許可や奨学金の支給決定を促進するための予約権付奨学金の拡充
 - ・ 大学間交流協定に基づく双方向の留學生交流の促進
 - 大学の交流協定に基づく外国人留学生 < 短期受入れ(1年以内) > への支援を倍増
- **日本の大学の体制整備** 大学教育のグローバル展開力の強化
- ・ スーパーグローバル大学(仮称)構想 15.6億円【新規】
- 海外トップ大学との連携や海外展開、教育環境の徹底した国際化等(30校)
- **大学と地域が連携した外国人留学生の生活支援の充実**
 - ・ 大学等が、自治体やNPO等と連携し、地域一体となって留学生との地域交流や生活・就職支援等を行う拠点整備を支援を倍増

STEP3

日本で就職

優秀な外国人留学生の就職支援等 0.9億円(0.4億円)

- **日本留学経験者のネットワーク形成**
 - ・ フォローアップ等の実施
 - 国費外国人留学生等のフォローアップを実施、ネットワークの強化
- **優秀な外国人留学生の就職につながる取組強化**
 - ・ 就職支援の充実
 - 外国人留学生就職指導ガイダンスの開催、就活ガイド作成等

優秀な外国人留学生を確保するための好循環の創出

- ・ 我が国の国力を増大
- ・ 重点地域での市場拡大
- ・ 外国人留学生発ベンチャー等による新たな「富」の創出

- ・ 日本のプレゼンスの向上
- ・ 日本留学の評判の向上とそれに伴う外国人留学生の拡大

成果

「留学生30万人計画」
の実現を目指す

高等教育局主要事項 —平成26年度概算要求—

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

学びのセーフティネットの構築

○大学等奨学金事業の充実と健全性確保 1, 300億円

(対前年度増減 +207億円)

うち育英事業に必要な経費 1, 277億円

(対前年度増減 +209億円)

〔うち「優先課題推進枠」 983億円〕

〔復興特別会計 71億円〕

(育英事業費 1兆2, 301億円)

(対前年度増減 +320億円)

意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないよう、安心できる環境を整備することが重要。このため、①無利子奨学金の貸与人員を大幅に増員するとともに、日本人学生の海外留学のための無利子奨学金制度の創設、②真に困窮している奨学金返還者に対する救済措置の充実を図るなど、奨学金制度の改善充実を図る。

◇貸与人員 144万3千人 → 147万3千人 (3万人増)
(無利子奨学金) 42万6千人 → 49万6千人 (7万人増) ※
〔被災学生等分を含む〕
(有利子奨学金) 101万7千人 → 97万7千人 (4万人減)

※新規貸与者の増員分 4万4千人 (うち被災学生等分 4千人)、日本人学生の海外留学分 1万2千人、前年度までの貸与分の進級に伴う増員分 1万4千人

○国立大学・私立大学の授業料減免等の充実 379億円

(対前年度増減 +28億円)

〔復興特別会計 41億円〕

意欲と能力ある学生が経済的な理由により学業を断念することがないよう、国立大学、私立大学の授業料減免等の充実を図る。

◆国立大学の授業料減免等の充実 294億円

(対前年度増減 +13億円)

〔復興特別会計 7億円〕

意欲と能力ある学生が経済状況にかかわらず修学の機会が得られるよう、授業料免除枠を拡大するとともに、学内ワークスタディへの支援を行う。

{

免除対象人数：約0.2万人増 平成25年度：約5.2万人 → 平成26年度：約5.4万人
 学部・修士：約4.6万人 → 約4.8万人 (約0.2万人増)
 博士：約0.6万人 → 約0.6万人、被災学生分：約1,100人

}

◆私立大学の授業料減免等の充実 85億円

(対前年度増減 +15億円)

〔復興特別会計 34億円〕

私立大学等が経済的に修学困難な学生を対象に実施している授業料減免等への支援の充実を図るとともに、学内ワークスタディ等への支援など、学生の経済的負担軽減のための多様な支援策を講じる大学等への支援を充実する。

(減免対象人数：約0.3万人増 平成25年度：約3.7万人 → 平成26年度：約4.0万人)

※高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金については、経費の不足及び「高校授業料の無償化の見直し」との関連から、今後金額を検討。

「大学力」向上のための大学改革の推進等

○国立大学改革の推進

1兆1,630億円

(対前年度増減 +653億円)

[うち「優先課題推進枠」 910億円]

[復興特別会計 7億円]

国立大学及び大学共同利用機関が我が国の人材養成・学術研究の中核として、安定的・継続的に教育研究活動を実施できるよう、基盤的経費である運営費交付金等を確保するとともに、各大学等の強み・特色を活かした機能強化への取組を支援することで国立大学改革を促進する。

◆国立大学法人運営費交付金

1兆1,410億円

(対前年度増減 +618億円)

[うち「優先課題推進枠」 690億円]

[復興特別会計 7億円]

安定的・継続的に教育研究を展開しうるよう、各大学等の財政基盤をしっかりと支えるために必要な大学運営の基本的な経費を確保するとともに、国立大学等の教育研究力の強化に資する以下の取組について、所要の経費を確保。

(主な内容)

- ・国立大学の授業料減免等の拡大（学部・修士の免除対象人員を0.2万人増）
294億円（ 281億円）
- ・被災学生授業料減免等〔復興特別会計〕
7億円（ 11億円）
- ・国立大学の機能強化を推進するため、教育研究組織の再編成や年俸制など人事給与システムの弾力化を通じて、世界水準の教育研究活動の飛躍的充実や各分野における抜本的機能強化及びこれらに伴う若手・外国人研究者の活躍の場の拡大等に取り組む大学に対して重点配分。
110億円（ - ）
- ・国立大学等における、研究力、グローバル化、イノベーション機能の強化を図るため、個々の大学の枠を越えた研究機関・研究者が多数参画する学術の大規模プロジェクトを戦略的・計画的に推進（大規模学術フロンティア促進事業等）
380億円（ 300億円）
- ・国立大学等における、国際的な共同利用・共同研究の推進や新たな学問領域の創成を図るための最先端研究設備や基盤的な教育研究診療設備の整備
200億円（ - ）

◆国立大学改革強化促進事業

220億円

(対前年度増減 +35億円)

[うち「優先課題推進枠」 220億円]

「ミッションの再定義」を踏まえた学内資源配分の最適化のための大学や学部の枠を超えた教育研究組織の再編成に向けた取組、人材の新陳代謝や年俸制への切替などの先導的な取組を集中的かつ重点的に支援。

特に、今後産業界との対話を通じて策定される「理工系人材育成戦略」を踏まえた理工系分野の教育研究組織の整備や再編成に向けた取組を重点支援。

- ・国立大学改革強化促進補助金
170億円（ 140億円）
- ・国立大学改革基盤強化促進費
50億円（ 45億円）

○国立高等専門学校の研究教育基盤の確保

624億円

(対前年度増減 +44億円)

[復興特別会計 0.3億円]

産業界のニーズに応え実践的・創造的な技術者を養成している国立高等専門学校について、教育活動を支える基盤的な経費とともに、社会経済の変化に対応し、高専教育の充実・高度化に資する以下の取組について、所要の経費を確保。

(主な内容)

- ・国立高等専門学校の授業料等減免の拡大
5.2億円（ 5.0億円）
- ・グローバルエンジニア育成経費
4.4億円（ 1.5億円）
- ・モデル・コアカリキュラムの到達度評価による高専教育の質保証
2.2億円（ - ）
- ・被災学生授業料等減免〔復興特別会計〕
0.3億円（ 0.5億円）

○私立大学改革、多様な人材育成への支援など私学の振興

4, 692 億円

(対前年度増減 +373 億円)

[うち「優先課題推進枠」 482 億円]

[復興特別会計 171 億円]

◆私立大学等経常費補助

3, 330 億円

(対前年度増減 +155 億円)

[うち「優先課題推進枠」 188 億円]

[復興特別会計 46 億円]

建学の精神や特色を生かした私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費を充実するとともに、被災地にある大学の安定的教育環境の整備や授業料減免等への支援を実施。

・私立大学等改革総合支援事業(下記の一般補助及び特別補助の内数) 161 億円

教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援する。

・一般補助 2, 805 億円

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援する。

・特別補助 525 億円

我が国の成長を支える人材育成の取組等の重点的支援、授業料減免等の充実を図る。

- ・大学等の国際交流の基盤整備への支援
- ・社会人の組織的な受入れへの支援
- ・授業料減免等や学内ワークスタディの充実 等
- ・被災学生授業料減免等、被災私立大学等復興特別補助〔復興特別会計〕 46 億円

◆私立高等学校等経常費助成費等補助

1, 059 億円

(対前年度増減 +37 億円)

[うち「優先課題推進枠」 57 億円]

私立高等学校等の教育条件の維持向上や保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図り、各学校の特色ある取組を支援するため、都道府県による経常費助成等に対し補助する。

・一般補助 908 億円

各都道府県による私立高等学校等の基盤的経費への助成を支援する。

・特別補助 122 億円

各学校の特色ある取組を支援する。

- ・教育相談体制の整備、教育の国際化の推進、特別支援教育に係る活動の充実、学校安全の推進、授業料減免事業
- ・幼稚園における預かり保育、障害のある幼児受入れ 等

・特定教育方法支援事業 29 億円

特別支援学校など特定の教育分野について、その教育の推進に必要な経費を支援する。

◆私立学校施設・設備の整備の推進

258億円

(対前年度増減 +181億円)

[うち「優先課題推進枠」 192億円]

[復興特別会計 110億円]

《他に、財政融資資金 385億円(対前年度同額)》

建学の精神や特色を生かした私立学校の質の高い教育研究活動等の基盤となる施設・設備等の整備を支援する。また、財政融資資金を活用し、学校法人が行う施設整備等に対する融資を行う。

特に、東日本大震災の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震に備えるべく、「私立学校施設防災機能強化集中支援プラン」により、私立学校施設の耐震化の一層の促進を図る。

・私立大学等改革総合支援事業(下記の教育・研究装置等の整備の内数) 42億円

教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援する。

・私立大学等の全学的・組織的な改革取組を、施設・装置の整備を通じ支援する。

・教育・研究装置等の整備 87億円

教育及び研究のための装置・設備の高機能化等を支援する。

・耐震化等の促進 164億円

・学校施設の耐震化等防災機能強化を更に促進するため、校舎等の耐震改築事業を新たに支援するとともに、耐震補強事業のほか非構造部材の耐震対策や備蓄倉庫、太陽光発電、自家発電設備等の防災機能強化のための整備等を引き続き支援する。

耐震改築事業【新規】 150億円

耐震補強、防災機能強化事業、利子助成 14億円

・学校施設の耐震化等防災機能強化を促進するため、特に緊急性の高い校舎等の耐震補強事業のほか非構造部材の耐震対策を支援する。〔復興特別会計〕 110億円

・私立大学病院の機能強化 7億円

私立大学病院の建替え整備事業に係る借入金に対し利子助成を行い、病院の機能強化を支援する。

◆私立大学等教育研究活性化設備整備事業

45億円

(対前年度同額)

[うち「優先課題推進枠」 45億円]

私立大学等改革総合支援事業の一環として、教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革の基盤となる教育研究設備の整備を支援する。

◆私立学校施設の災害復旧

[復興特別会計 15億円]

東日本大震災によって被害を受けた私立学校のうち、津波被害地域、警戒区域等にある学校の施設及び教育活動の復旧に必要な経費を支援する。

・私立学校施設の災害復旧〔復興特別会計〕

12億円

・私立学校の教育活動復旧〔復興特別会計〕

4億円

○国公立大学を通じた大学教育改革の支援 352億円

(対前年度増減 +83億円)
〔うち「優先課題推進枠」 69億円〕
〔復興特別会計 14億円〕

◆世界をリードする大学院の構築等 226億円

(対前年度増減 +26億円)
〔うち「優先課題推進枠」 10億円〕

俯瞰力と独創力を備え、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成するリーディング大学院の構築等を支援する。

- | | | |
|-----------------------------|-------|------------|
| ・博士課程教育リーディングプログラム | 209億円 | 51件 |
| ・社会人学び直し大学院プログラム | 10億円 | 50件(新規) |
| ・情報技術人材育成のための実践教育ネットワーク形成事業 | 7億円 | 2件(うち新規1件) |

◆大学教育の充実と質の向上 66億円

(対前年度増減 +18億円)
〔うち「優先課題推進枠」 20億円〕

国の施策に合致した先進的な大学教育改革の取組や、産業界のニーズに対応した人材を育成する取組など、優れた大学教育改革の取組を支援することにより、大学教育の充実と質の向上を実現する。

- | | | |
|----------------------------|------|---------|
| ・大学間連携共同教育推進事業 | 27億円 | 48件 |
| ・大学改革加速プログラム | 20億円 | 85件(新規) |
| ・産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業 | 19億円 | 10件 |

◆地域再生・活性化の核となる大学の形成 61億円

(対前年度増減 +39億円)
〔うち「優先課題推進枠」 39億円〕
〔復興特別会計 14億円〕

大学等が持つ知的資源を集約し、地域が直面している様々な課題を解決する取組のうち、特に優れたものを支援することにより、大学等の教育研究機能の向上を図るとともに、地域の再生・活性化に貢献する。

- | | | |
|--|------|-------------------|
| ・地(知)の拠点整備事業(大学COC(Center of Community)事業) | 61億円 | 100件
(うち新規50件) |
| ・大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業〔復興特別会計〕 | 14億円 | 14件 |

○高度医療人材の養成と大学病院の機能強化 76億円

(対前年度増減 +20億円)
〔うち「優先課題推進枠」 25億円〕

大学及び大学病院を通じて、高度医療を支える人材の養成及び新しい医療技術の開発等を担う人材の養成を促進するとともに、地域医療の最後の砦である大学病院の機能を強化する。

- | | | |
|-----------------------------|------|---------|
| ・先進的医療イノベーション人材養成事業 | 46億円 | |
| ・未来医療研究人材養成拠点形成事業 | 25億円 | 25件 |
| ・がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン | 21億円 | 15件 |
| ・大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 | 30億円 | |
| ・課題解決型高度医療人材養成プログラム | 25億円 | 58件(新規) |
- 等

○大学等におけるキャリア教育の充実 4億円

(対前年度増減 +4億円)

地域の中小企業等も含めたインターンシップ等の拡充を通じ、大学等におけるキャリア教育・就職支援体制の強化を図る。

- | | | |
|--|-----|----------|
| ・大学等のインターンシップ充実に向けた地域におけるキャリア教育・就職支援体制整備事業 | 4億円 | 13か所(新規) |
|--|-----|----------|

未来へ飛躍するグローバル人材の育成

○グローバル人材育成のための大学の国際化と学生の双方向交流の推進

671億円

(対前年度増減 +238億円)

[うち「優先課題推進枠」 300億円]

◆大学教育のグローバル展開力の強化

230億円

(対前年度増減 +133億円)

[うち「優先課題推進枠」 156億円]

我が国の大学の国際化とグローバル人材の育成のため、トップグローバル大学を制度と予算を総動員して支援すると共に、日本人学生の海外留学と外国人学生の受入を行う質の保証を伴った双方向の学生交流を推進し、また、豊かな語学力・コミュニケーション能力等を身につけ、国際的に活躍できる人材を育成するための大学の体制を整備。

・スーパーグローバル大学事業	156億円	30件(新規)
・グローバル人材育成推進事業	42億円	42件
・大学の世界展開力強化事業	31億円	58件
・ロシア、インド等との大学間交流形成支援		6件(新規)
・「キャンパス・アジア」中核拠点支援		16件
・米国大学等との協働教育創成支援		12件
・ASEAN諸国等との大学間交流形成支援		17件
・海外との戦略的高等教育連携支援		7件

◆大学等の海外留学支援制度の創設等

145億円

(対前年度増減 +93億円)

[うち「優先課題推進枠」 144億円]

意欲と能力のある若者全員に留学機会を付与し、世界に勝てる真のグローバル人材を育てるため、奨学金の拡充により留学経費の負担軽減を図るとともに、大学、企業等との連携による研修の実施等、日本人学生の海外留学をきめ細かく支援する官民が協力した新たな制度を創設する。

・大学等の海外留学支援制度の創設	144億円
・海外留学のための奨学金支給による経済的負担の軽減	112億円
<長期派遣>	200人 → 500人 (+300人)
<短期派遣>	10,000人 → 32,000人 (+22,000人)
・双方向交流の推進による日本人学生の海外留学促進	32億円
<短期受入れ>	5,000人 → 10,000人 (+5,000人)
・海外留学のための無利子貸与奨学金による経済的負担の軽減	1,300億円の内数
無利子奨学金(海外留学)	約12,000人【新規】([大学等奨学金事業の充実]の再掲)
・日本人の海外留学促進のための広報活動等	1億円

◆優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ

328億円

(対前年度増減 +29億円)

〔うち「優先課題推進枠」 32億円【再掲】〕

グローバル社会で活躍できる人材育成の促進や我が国の高等教育機関の国際競争力強化、「留学生30万人計画（平成20年7月）」の実現を図るため、優秀な外国人留学生の受入れを推進し、グローバル人材育成に必要な環境の整備・充実を図る。

・留学生の受入れ環境の充実 323億円

国費外国人留学生制度 11,260人

文部科学省外国人留学生学習奨励費 10,100人

大学等の海外留学支援制度の創設

・短期受入れ分（1年以内） 5,000人 → 10,000人（+5,000人）【再掲】

・国内外での情報提供及び支援の一体的な実施 5億円

高等教育局合計 1兆9,443億円

(対前年度増減 +1,548億円)

〔うち「優先課題推進枠」 2,769億円〕

〔復興特別会計 241億円〕

(注1) 合計には、日本私立学校振興・共済事業団補助（基礎年金等）を除く。

(注2) 合計には、他局が計上する私学助成予算を除く。

国立大学改革の推進

(平成25年度予算額：10,977億円)
平成26年度概算要求額：11,630億円
(うち「優先課題推進枠」 910億円)
〔復興特別会計 7億円〕

(内訳) 国立大学法人運営費交付金	11,410億円	(10,792億円)
(うち「優先課題推進枠」)	690億円	
〔復興特別会計	7億円	(11億円)〕
国立大学改革強化促進事業	220億円	(185億円)
(うち「優先課題推進枠」)	220億円	

背景・課題

【今後の国立大学の機能強化に向けての考え方】

○社会の変革を担う人材の育成やイノベーションの創出といった責務に応えるために、社会における大学の機能の再構築等に取り組んでいく必要がある。

○国立大学については、第2期中期目標期間(平成27年度まで)の後半3年間で「改革加速期間」として設定し、以下に示す観点を中心としてさらに機能の強化に取り組む。

- ◆大学のガバナンス改革、学長のリーダーシップの発揮による、各大学の強み・特色を活かした教育研究組織の再編成の推進。
- ◆人材・システムのグローバル化による世界トップレベルの拠点形成の推進
- ◆イノベーション創出のための教育・研究環境整備の推進
- ◆人事・給与システム改革の推進、優秀な若手研究者・外国人研究者の活躍の場の拡大

【教育費負担の軽減】

○経済的理由により大学進学や入学後の修学の継続を断念するなどの「教育格差」が顕在化しており、国立大学の使命である経済状況、居住地域等に左右されない「教育機会の保障」が必要。

【附属病院の機能強化】

○地域医療の崩壊を背景として、従来にも増して地域の中核的医療機関としての国立大学附属病院の医療ニーズが拡大。

○一方で、国立大学附属病院の重大な使命である教育研究機能の低下(教育研究時間の減少、臨床医学系論文数の減少等)が懸念。

対応・内容

国立大学法人運営費交付金

11,410億円(10,792億円)

○各国立大学等が安定的・継続的に教育研究活動を実施できるよう、基盤的経費である国立大学法人運営費交付金を確保。

【国立大学の機能強化】

110億円(新規)

○国立大学の機能強化を推進するため、教育研究組織の再編成や年俸制など人事給与システムの弾力化を通じて、世界水準の教育研究活動の飛躍的充実や各分野における抜本的機能強化及びこれらに伴う若手・外国人研究者の活躍の場の拡大等に取り組む大学に対して重点配分。

①世界水準の教育研究活動の飛躍的充実

各大学の卓越した研究実績や国際的ネットワークを活用した海外のトップ大学からの研究者グループの招聘や海外展開など、世界水準の教育研究活動の飛躍的充実を図る大学に重点配分。

(東北大学、群馬大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、京都工芸繊維大学 ほか)

②各分野における抜本的機能強化

イノベーション創出のための理工系・ライフ分野や質の高い信頼される教員の養成など各分野の抜本的、構造的な機能強化を図る大学に対して重点配分。

(秋田大学、東京工業大学、福井大学、長崎大学 ほか)

〔「優先課題推進枠」〕

【教育費負担の軽減】

301億円(292億円)

○意欲と能力ある学生が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、授業料免除枠を拡大するとともに、学内ワークスタディへの支援を行う。

◆免除対象人数：約0.2万人増 平成25年度：約5.2万人 → 平成26年度：約5.4万人
(学部・修士) 約4.6万人 → 約4.8万人 (博士) 約0.6万人 → 約0.6万人

294億円(281億円)

◆被災学生の修学機会確保のための授業料等免除の実施 7億円(11億円)

〔復興特別会計〕

【世界の学術フロンティアを先導する国立大学等における国際研究力の強化】

380億円(300億円)

○国立大学等における、研究力、グローバル化、イノベーション機能の強化を図るため、個々の大学の枠を越えた研究機関・研究者が多数参画する学術の大規模プロジェクトを戦略的・計画的に推進(大規模学術フロンティア促進事業等)

〔「優先課題推進枠」〕

【世界トップレベルの教育研究環境の構築】 **200億円（新規）**

○科学技術イノベーションの創出に向けて、その中心的な役割を担う国立大学等における、国際的な共同利用・共同研究の推進や新たな学問領域の創成を図るための最先端研究設備や基盤的な教育研究診療設備の整備 **〔「優先課題推進枠」〕**

【附属病院の機能・経営基盤強化】 **259億円（287億円）**

○高度先進医療や高難度医療を提供する国立大学附属病院の機能を強化するため診療基盤の整備支援策を拡充。

◆教育研究診療機能充実のための債務負担軽減策等 **138億円（181億円）**

◆附属病院における医師等の教育研究環境の改善等 **121億円（106億円）**

※このほか、世界トップレベルの教育研究環境の構築において病院再開発等に伴う診療設備等を支援。

国立大学改革強化促進事業 **220億円（185億円）**

○第二期中期目標期間（平成27年度まで）の後半3年間を「改革加速期間」と位置づけ、「ミッション再定義」で明らかにされる各国立大学の有する強みや特色、社会的役割を中心に第三期中期目標期間（平成28年度～）を見据えた各国立大学の具体的な改革構想をさらに加速化するための重点支援事業。

◆国立大学改革強化促進補助金 **170億円（140億円）**

「ミッションの再定義」を踏まえた学内資源配分の最適化のための大学や学部の枠を越えた教育研究組織の再編成に向けた取組、人材の新陳代謝や年俸制への切替などの先導的な取組を集中的かつ重点的に支援。

特に、本事業において、イノベーションを支える主要な担い手となる理工系人材の戦略的育成を図るため、今後産業界との対話を通じて策定される「理工系人材育成戦略」を踏まえ、産業構造の変化に対応した理工系分野の教育研究組織の整備や再編成に向けた取組を重点支援。 **〔「優先課題推進枠」〕**

◆国立大学改革基盤強化促進費 **50億円（45億円）**

国立大学の機能強化に結実する各大学の改革構想の実現のため、基盤的設備や最先端設備の整備など基盤強化の観点から重点支援。 **〔「優先課題推進枠」〕**

政策目標

○国立大学が社会の変革を担う人材の育成やイノベーションの創出といった国民や社会の期待に応えるべく国立大学の機能の強化を図る。

(参考) 平成26年度国立大学の入学定員について (予定)

1. 大学

○ 平成26年度入学定員 96,417人 (対前年度 △65人減)

大学 学部	区 分	件 数	入学定員増減
	学 部 の 新 設	2学部	220
	学 部 の 改 組	2学部	△65
	学 科 等 の 改 組	8学科	△125
	入 学 定 員 の 改 訂	7学科	△60
	学 科 等 の 募 集 停 止	2学科	△35
	計		△65

2. 大学院

○ 平成26年度入学定員 58,792人 (対前年度 68人増)

修 士 課 程	入 学 定 員	42,037人 (82人増)
専 門 職 学 位 課 程	入 学 定 員	2,960人 (△18人減)
博 士 課 程	入 学 定 員	13,795人 (4人増)

修 士 課 程	区 分	件 数	入学定員増減
	研 究 科 等 の 新 設	2研究科	10
	専 攻 の 設 置	16専攻	62
	専 攻 の 廃 止	2専攻	△35
	入 学 定 員 の 改 訂	14専攻	45
	計		82

専 門 職 学 位 課 程	区 分	件 数	入学定員増減
	入 学 定 員 の 改 訂	3専攻	△18
	計		△18

博 士 課 程	区 分	件 数	入学定員増減
	研 究 科 等 の 新 設	1研究科	△5
	専 攻 の 設 置	22専攻	19
	専 攻 の 廃 止	1専攻	△8
	入 学 定 員 の 改 訂	14専攻	△2
	計		4

国立大学の機能強化を推進する改革構想（例）

① 世界水準の教育研究活動の飛躍的充実

東北大学

東北大学の強みであるスピントロニクス分野にシカゴ大学やミュンヘン工科大学等から世界トップクラスの研究者を招聘し、国際共同大学院を構築。

群馬大学

全学教員ポストを学長のリーダーシップで再配置可能な組織としたうえで、重粒子線治療の強みを活かした総合腫瘍学等に関する教育研究拠点を海外研究機関から研究者を招聘して形成。

東京大学

東京大学のグローバル化を飛躍的に加速するため、世界から人材の集う「知の拠点」国際高等研究所を形成し、加ワカルニア大学ハルビ校等から世界レベルの研究者を招聘。最先端国際共同研究の成果を教育へ転用。

東京医科歯科大学

海外拠点地域にあるチリ大学、チュロコン大学等とジョイント・リユースを設置し、国際性豊かな医療人の養成を推進するとともに、世界競争力の強化及び日本式医療技術の国際展開に貢献。

名古屋大学

四半世紀にわたるアジア法整備支援の蓄積を踏まえ、アジア各国の大学の協力を得て、法学等のアジアセンターを設置。各国の専門家・政府高官に博士号を授与する環境を整備。

京都大学

工・理・医薬系の各分野トップレベルの研究者をハバード大学やワシントン大学等から招聘し、国際連携ハバード・グローバルコース（仮称）を構築。院生への研究指導を通じて世界と競う人材を育成。

京都工芸繊維大学

世界ランキング15位に選出された実績等を踏まえ、建築・デザイン分野で海外一線級のスタンフォード大学等からの研究者招聘や海外拠点整備等により機能を強化。

九州大学

国際コースの拡充や新規採用教員の5年間英語講義提供の必須化などの展開を見据えつつ、欧米の大学（リーズ大学等）との連携による「国際教養学部（仮称）」を設置。

② 各分野における抜本的機能強化

秋田大学

鉱山学部の蓄積を活かした国際資源学部を中心に、国内外の資源に関わる企業・政府機関等の多様な分野で活躍できる人材の養成を行い、我が国の資源・エネルギー戦略に寄与。同時に教育文化学部、理工学部を含めた全学的な組織再編成による人的資源を再配置。

東京工業大学

「世界標準の教育」を保證するため、世界トップクラスの大学のカリキュラムに対応した教育システムへの転換を図る。M理工等の海外トップ大学から研究者等を招聘し、世界の理工系人材の交流の拠点化を推進。

一橋大学

学士課程プログラムの改革を推進し、新入生全員を対象とした短期語学留学を必修化するとともに、チューニングによるカリキュラム調整などにより大学教育の国際的な互換基盤を整備。学位の国際通用性向上を図ることによりスマートで強靱なグローバルリーダーを育成。

福井大学

教職大学院を附属学校に置き、大学ではなく附属学校を含む拠点校において教師教育を展開。拠点校に教職大学院の教員が出向き教育実践を行うこととで、福井県全8,000人の教員の資質向上に寄与。

長崎大学

世界トップレベルのロンドン大学等と連携した熱帯医学GH（グローバル）校を創設。ケニア等の熱帯地域・開発途上国におけるワールド研究を強化し、WHO等国際機関における熱帯医学・グローバル専門家を育成。

※各構想において、年俸制など人事給与システムの弾力化を推進

平成26年度国立大学法人運営費交付金概算要求の概要

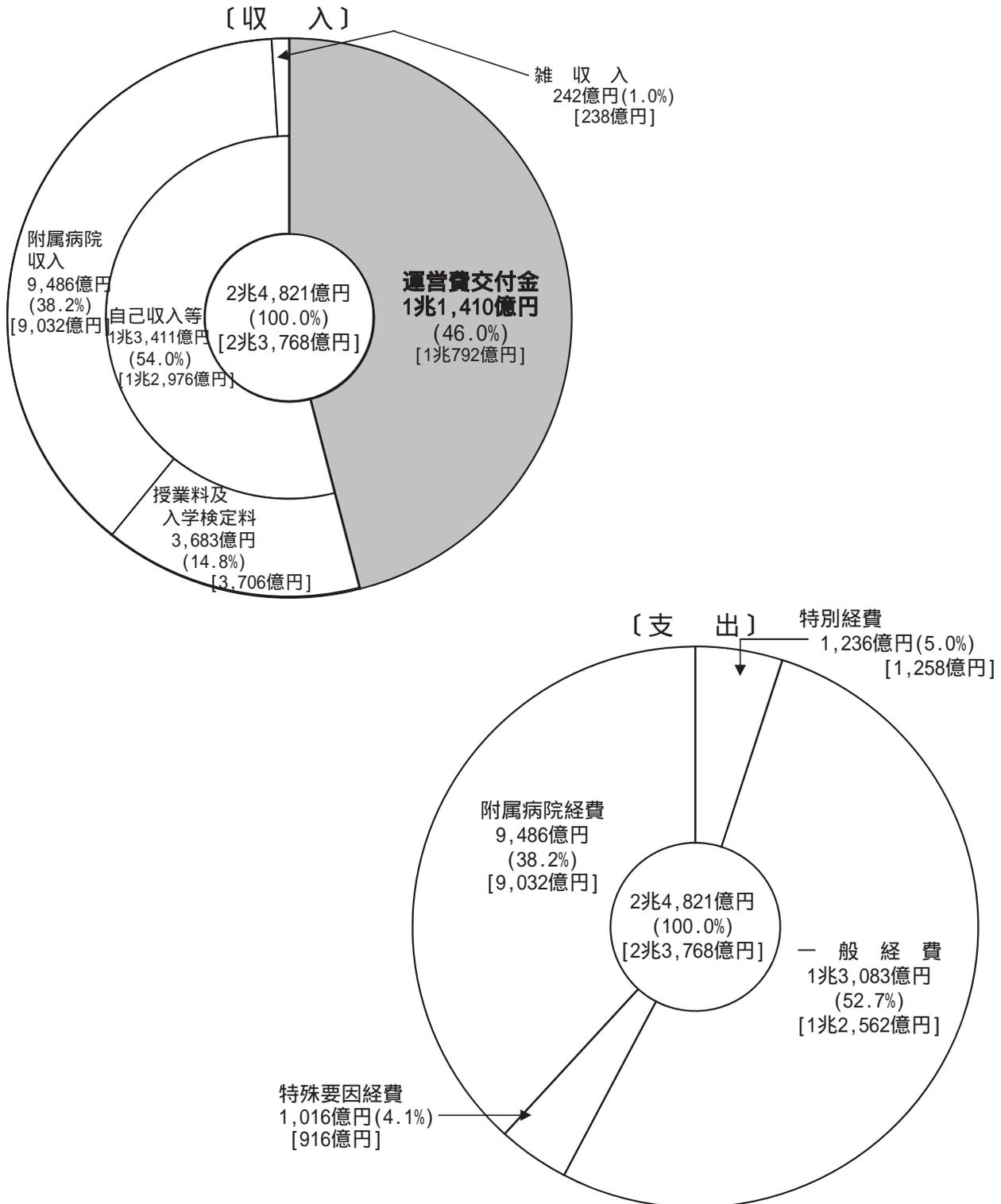
(大学共同利用機関法人を含む90法人)

	(収 入)		(支 出)
	授 業 料 等		
【 23億円減】	3,683億円 (3,706億円)		
【 4億円増】	雑 収 入 242億円 (238億円)		一 般 経 費
【 618億円増】	運 営 費 交 付 金 11,410億円 (10,792億円)		13,083億円 (12,562億円) 【 521億円増】
〔 給与臨時 特例法終了に 伴う増629億円 を含む (一般運営費交付金) 〕	〔 一般運営費交付金 〕 8,618億円 9,158億円		〔 復興関連事業 の減 324億円 を含む (特別運営費交付金) 〕 【 22億円減】
	〔 特別運営費交付金 〕 1,258億円 1,236億円		
	〔 特殊要因運営費交付金 〕 916億円 1,016億円		
	附 属 病 院 収 入		附 属 病 院 経 費
【 454億円増】	9,486億円 (9,032億円)		9,486億円 (9,032億円) 【 454億円増】
H26 見込反映 による増			〔 H26見込反映に よる 一般診療経費 の増 473億円 債務償還経費 の減 19億円 〕
	事 業 費		24,821億円 (23,768億円) 【1,053億円増】

1. 上記には、優先課題推進枠690億円を含んでいる。
2. 単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。
3. 本資料においては、外部資金(受託研究収入、寄附金収入、特許料収入等)など、運営費交付金算定対象外のものに係る計数は含んでいない。
4. 各項目における()書きは、前年度の金額である。
5. 附属病院収入予算額は、平成24年度決算等を踏まえた平成26年度見込額。
(参考)平成24年度附属病院収入決算額 9,238億円(決算報告書ベース)

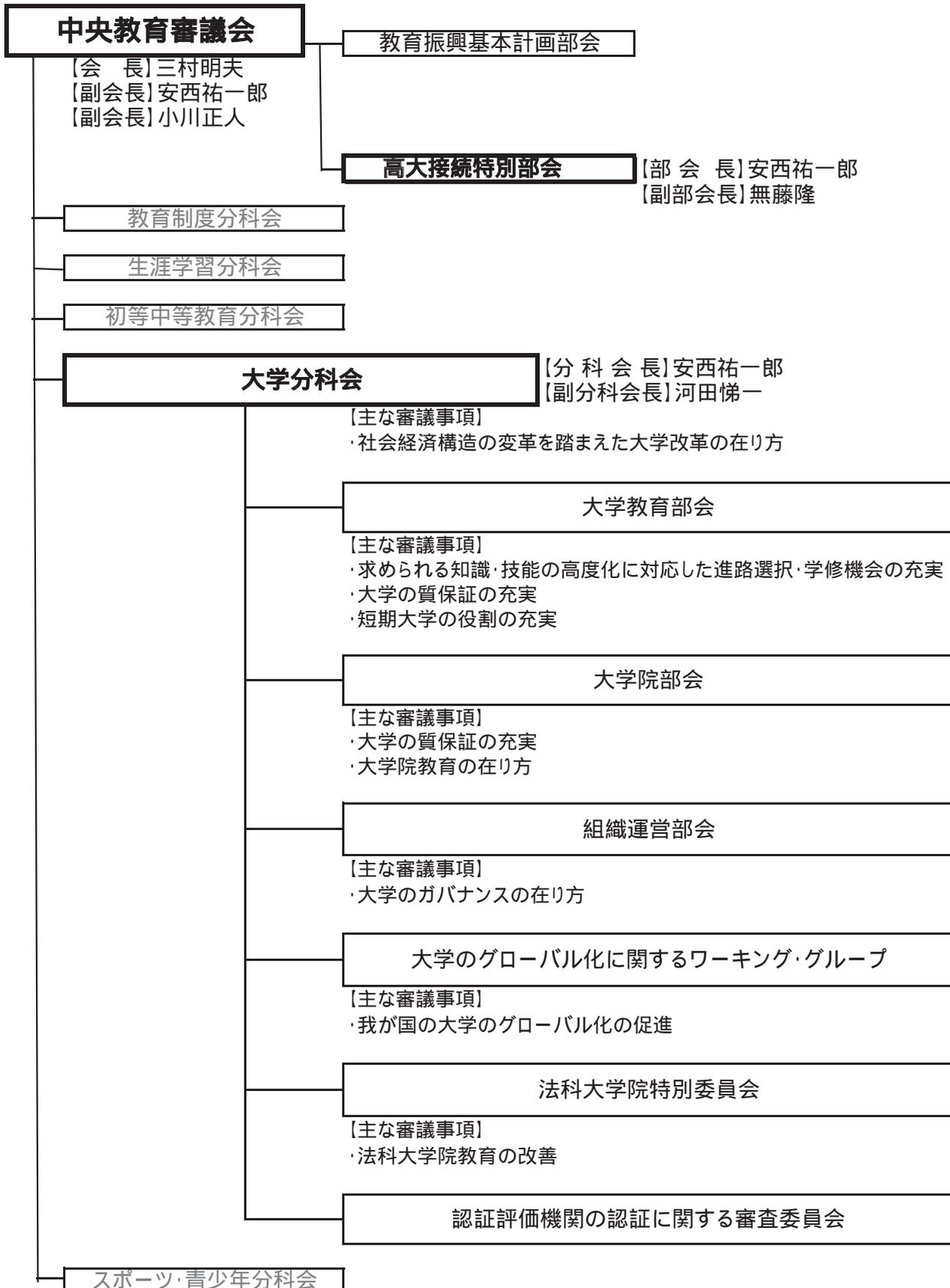
平成26年度国立大学法人運営費交付金概算要求の構成 (大学共同利用機関法人を含む90法人)

平成25年度 運営費交付金 概算	平成26年度 運営費交付金 要求	対前年度 増減額	増減率
1兆792億円	1兆1,410億円	618億円	5.7%



1. 上記には、優先課題推進枠690億円を含んでいる。
2. 単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。
3. 本資料においては、外部資金(受託研究収入、寄附金収入、特許料収入等)など、運営費交付金算定対象外のものに係る計数は含んでいない。
4. 各項目における()書きは、前年度の金額である。
5. 附属病院収入予算額は、平成24年度決算等を踏まえた平成26年度見込額。
(参考)平成24年度附属病院収入決算額 9,238億円(決算報告書ベース)

< 第7期中央教育審議会の体制について >



第7期中央教育審議会大学分科会委員

委員：平成25年 2月 15日発令
 臨時委員：平成25年 4月 4日発令
 専門委員：平成25年 4月 4日発令

◎分科会長，○副分科会長

(委員) 10名

- | | | |
|---|--------|---|
| ◎ | 安西 祐一郎 | 独立行政法人日本学術振興会理事長 |
| | 浦野 光人 | 株式会社フレイ代表取締役会長，公益社団法人経済同友会幹事，
公益財団法人産業教育振興中央会理事長，社団法人アグリフ
ューチャー・ジャパン理事長 |
| | 大島 まり | 東京大学大学院情報学環教授，東京大学生産技術研究所教授 |
| | 小原 芳明 | 玉川大学長 |
| | 帯野 久美子 | 株式会社インター・アクト・ジャパン代表取締役 |
| ○ | 河田 悌一 | 日本私立学校振興・共済事業団理事長 |
| | 北城 恪太郎 | 日本アイ・ビー・エム株式会社相談役，公益社団法人経済同友会
終身幹事，学校法人国際基督教大学理事長 |
| | 高橋 香代 | くらしき作陽大学子ども教育学部長，岡山県教育委員会委員 |
| | 長尾 ひろみ | 広島女学院大学長 |
| | 濱田 純一 | 東京大学総長 |

(臨時委員) 19名

- | | | |
|--|----------|--|
| | 有信 睦弘 | 東京大学監事 |
| | 井上 正仁 | 早稲田大学大学院法務研究科教授 |
| | 奥野 武俊 | 大阪府立大学長 |
| | 樫谷 隆夫 | 公認会計士・税理士 |
| | 勝悦 子久 | 明治大学副学長 |
| | 金子 元久 | 筑波大学大学研究センター教授 |
| | 北山 禎介 | 三井住友銀行取締役会長，公益社団法人経済同友会副代表
幹事・教育問題委員長 |
| | 小畑 秀文 | 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 |
| | 佐々木 雄太 | 名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部学長 |
| | 佐藤 弘毅 | 目白大学・目白大学短期大学部学長 |
| | 佐藤 東洋士 | 学校法人桜美林学園理事長・桜美林大学総長 |
| | 島田 尚信 | U Aゼンセン副会長 |
| | 清家 篤 | 慶應義塾長 |
| | 橘フクシマ 咲江 | G&S Global Advisors Inc. 代表取締役社長 |
| | 谷口 功 | 熊本大学長 |
| | 中込 三郎 | 学校法人中込学園理事長，
全国専修学校各種学校総連合会顧問 |
| | 菱沼 典子 | 聖路加看護大学教授，聖路加看護大学看護学部長兼看護学
研究科長 |
| | 美馬 のゆり | 公立はこだて未来大学システム情報科学部教授 |
| | 吉田 文 | 早稲田大学教育・総合科学学術院教授 |

(専門委員) 3名

- | | | |
|--|-------|--------------|
| | 川村 隆 | 日立製作所取締役会長 |
| | 黒田 壽二 | 金沢工業大学学園長・総長 |
| | 白井 克彦 | 放送大学学園理事長 |

計 32名

* 役職は平成25年 4月 1日現在

* 金子委員の発令日は平成25年 3月 14日

中央教育審議会大学分科会組織運営部会 審議まとめ（骨子案）

はじめに

- ・社会環境の急激な変化の中で、大学は、これまで以上に社会のニーズに対して機動的に対応していくことが求められる。
- ・大学のガバナンスの在り方に対する社会的な関心の高まりがあり、大学はこれに応えていく必要。
- ・ガバナンスは各大学それぞれの歴史や伝統・文化に根ざす面も大きい。自主的、自律的な改善を前提とすべき。
- ・国は一定の方向性を示し、その方向に基づいて支援。改革の実行性を確保するための工程管理が重要。

大学ガバナンスの現状

1. 大学ガバナンスに関する現行制度

- ・大学ガバナンスは教学面（学校教育法）と経営面（国立大学法人法、地方独立行政法人法、私立学校法）について、それぞれの法体系で規定。
- ・特に人事権については、法人化前の国公立大学では、一般公務員法制との関係で、教育公務員特例法（教特法）により学部教授会に強い権限が認められていたが、法人化により適用外とされた。
- ・大学は法体系に基づく運営体制を基本としているが、大学制度の歴史的な形成過程から生じた慣行も広く存在。
- ・国公立大学の法人化で各大学の裁量は拡大したが、教特法に基づく従前からの内部規則をそのまま継承するなど、大学の慣行が変わっていないケースも多い。
- ・私立大学では、各大学の実情等によりその実態は多様であり、国公立大学の影響を受けた慣行が形成されている場合や管理運営に教員の参加・意見反映が弱い場合もある。

2. コーポレート・ガバナンスとの異同

- ・監督・執行体制の明確化、社会的責任の果たし方など、コーポレート・ガバナンスが参考となる点も多い。
- ・一方で、大学制度が、その特性に照らして、構成員自治に基づく自律的運営を基礎とし、また、学問の多様性・継続性を維持すべき社会的な使命を負うなど、営利を追求するコーポレート・ガバナンスとは本質的に異なる点もあることに留意。

3. 諸外国の大学制度との異同

- ・大学制度は、歴史的に構成員自治に基づいて形成され、国際的に確立・発展。
- ・欧米主要国の大学をはじめ各国でも、構成員自治は広く担保されている。特に、学術的・専門的な事項については、教員組織に広汎な権限が認められている。
- ・我が国の大学制度は、ドイツやアメリカ等欧米諸国の影響の下に形成されてきているが、人材の流動性が低いこと、また、一部の大学の規模が非常に大きいこと、などの特徴がある。

大学ガバナンス改革の推進

1. 大学ガバナンス改革の目的

- ・ガバナンス改革の目的は、大学の教育・研究・社会貢献機能の最大化。
- ・そのために、学内の資源配分を最適化していくことが必要。

- ・その際、国公立の設置主体の性格を踏まえた検討が必要。

2. 学長のリーダーシップの確立

- ・学長のリーダーシップは、所属教職員への明確なビジョンの提示、丁寧な対話やコミュニケーションにより発揮。
- ・法令上、学長は教育研究に関する最終的決定権、所属する教職員に対する指揮監督権が与えられている。しかし、長年の慣行を踏襲した内部規則によって各学部に権限が配分され、学長がリーダーシップを発揮しにくい構造となっている場合があり、内部規則の総点検が必要。
- ・人事については、学長は教職員ポストの再配置や、適正な選考手続等の確保に関与すべき。ただし、学問の専門性の確保や、情実人事等の防止のためにも、研究業績や論文等に基づく資格審査については、教員組織の審査を尊重すべき。
- ・予算については、メリハリある予算編成・配分を行うための裁量経費の確保が必要。
- ・学長が学内で組織再編やメリハリある予算・人事などリーダーシップを発揮していくためには、IRなどを通じた学内情報の集約が前提。
- ・副学長、学長補佐、学長室スタッフなど、学長の意思決定をサポートするスタッフの充実。特に、米国のプロボストのように、縦割りの分掌業務ではなく、教育研究全体を見渡しながらか、学長を統括的に補佐する副学長等の設置を検討。
- ・例えば全学的な教育改革については、学長や執行部を中心とした最高意思決定機関を設置するなど、機動的な意思決定体制の整備。
- ・私立大学においては、理事会と学長との関係は各大学の設置形態や沿革等により多様であるが、それぞれの特色を踏まえつつ、学長と理事会との調和の下に、リーダーシップを発揮していくことが必要。

3. 学長の選考・評価

- ・学長選考の仕組みが、適任者を選考するにふさわしい仕組みになっているか、各大学において徹底した点検が必要。
- ・学長を選考する組織は、大学が求める学長像（任期中に達成すべきミッション、求められる資質・能力等）を明確に示すとともに、適任者を選任すべき責任を負う。
- ・学長候補者は、示されたミッションをどのように達成していくか、ビジョンを示すことが必要。
- ・学長の職務執行状況について、学長を選考した組織や監事等が継続的にフォローアップ。
- ・国公立大学法人については、学長選考方法が法定されていることの趣旨を再確認すべき。教職員による意向投票を実施するとしても、その結果は一つの参考として、学長を選考する組織がその権限と責任において学長を最終的に決定すべき。

4. 学部長等の選考・評価

- ・学部長は学部教員の代表者であるとともに、全学方針と学部との間の調整役であるべき。
- ・学部長の任命権は法人の長である学長や学校法人の理事会にあり、学長のビジョンや大学の経営方針の下で、適切な役割を果たすことのできる学部長を選任することが必要。
- ・学部長の選考方法は、教授会での投票による場合や持ち回りになっている場合があるが、学部長の職責を果たすにふさわしい仕組みになっているかどうか

か大学全体で再点検すべき。

- ・その中で学長や理事会が学部教授会に複数の候補者を示すよう求めたり、候補者が適任でないと考えer場合には、選考のやり直しを求めるなどの方法も検討。

5 . 教授会の役割の明確化

- ・教授会は学校教育法に基づいて設置される機関であり、その仕組み上、所掌業務は当然に教育研究に関することとなる。
- ・法律上、教授会は審議機関として位置付けられており、議決機関ではない。(人事の一定事項に関しては、教特法で議決機関と位置付けられているが、法人化された大学には適用されない。)
- ・教育研究に関することのうち、教授会による審議が特に必要と考えられるのは、①教育課程の編成、②学生の身分に関する審査、③学位授与、④教員の研究業績等の審査。
- ・「シェアド・ガバナンス (Shared Governance、共同統治)」の考え方もあるが、教授会にどのような権限を持たせるかはそれに伴う責任との関係で慎重に検討すべき。

6 . 監事の役割

- ・監事は財務や会計の状況だけでなく、教育研究や社会貢献の状況、学長の選考方法や大学内部の意思決定システムなど大学ガバナンス体制などについて監査することが必要。また、そうした能力のある監事を広く求めることが必要。
- ・監事が役割を果たしていくためには、重要な会議への出席、事務局からの資料提出、情報提供などサポート体制の整備が前提。

7 . その他のガバナンス改革

- ・FD、SD等を通じ、ガバナンス改革についての教職員による理解を促進。
- ・他大学、民間企業、国際機関等も含めた大学以外の組織における幅広い勤務経験を促進。
- ・マネジメント能力の高い教職員を、学内や大学団体等の研修、人事交流等を通じて、将来の執行部人材として養成。
- ・大学ポータルサイトやHPの工夫等、積極的な情報公開が重要。

国によるガバナンス改革の支援

- ・学長のリーダーシップが発揮されるような環境整備をあらゆる手段で支援。
- ・大学の内部規則の徹底した総点検を推進するため、所要の制度改正。
- ・国の予算事業等において、学長のリーダーシップを後押しする仕組みを導入、競争的資金の間接経費の措置等。
- ・各大学の様々な取組を共有するため、国、大学団体等の協力により、フォーラム等を開催。
- ・国立大学については国立大学改革プラン(仮称)を推進。第三期中期計画においてガバナンスについて明記することを検討し、改革状況を評価・フォローアップ。

おわりに

- ・ガバナンス改革は、本来、大学が自主的・自律的に行うべきもの。
- ・一過性の動きとせず、各大学のガバナンスの恒常的な見直しにつなげる。
- ・戦後70年にわたって築かれてきた大学の慣行を、改めるべきは大胆に改め、大学が社会のニーズに機動的に答えられるように再構成。

研究における不正行為・研究費の不正使用に関する タスクフォース 中間取りまとめ（概要）

研究不正は研究活動に対する信認を失墜させ、科学技術・学術の健全な発展を阻害
研究不正には、研究における「不正行為」と研究費の「不正使用」の2つがあり、それ
ぞれへの対応を図ってきているが、不正事案は後を絶たない状況

副大臣を座長とするタスクフォースを設置し、これまでの対応の総括を行うとともに、今後の対応策を検討
国として、研究者の所属する組織が、研究不正に関して既に規定されているガイドライン等
を遵守するよう促すことを前提とした上で、基本方針として3つの柱に整理

☆：共通事項
□：不正行為
◇：不正使用

不正を事前に防止する取組

倫理教育の強化

- ☆倫理教育プログラムの開発（日本学術会議等と連携）
- ☆競争的資金制度における倫理教育の義務づけ
- ☆倫理教育に関する国の体制の強化

不正事案の公開

- ☆不正事案の公開（一覧化して公開）
- 不正行為に関する調査結果の国への報告

不正を抑止する環境の整備

- 一定期間の研究データの保存・公開（事後的な検証可能性の確保）
- ◇不正使用に関する機動的な調査の実施
- ◇ソフトウェア開発などの特殊な役務に関する検収の導入
- ◇機関におけるリスクアプローチ監査の導入
- ◇取引業者に対する誓約書提出の義務づけ
- ◇取引業者が過去の不正取引を自己申告しやすくするための環境の醸成

組織の管理責任の明確化

組織としての責任体制の確立

- ☆倫理教育責任者の設置
- ◇研究費の管理・執行責任者の設置
- ☆組織における規程の整備・公表

不正事案に関する管理責任の追及

- ☆不正調査の期限設定（正当な理由なく遅れた場合は研究費執行の一部見
合わせ等の措置）
- ☆組織に対する措置の発動（間接経費の削減等）

国による監視と支援

国の監視機能の強化と充実

- ☆規程・体制の整備状況の調査
- 不正行為に関する調査結果の国への報告
- ◇研究費の管理・監査体制に関するモニタリング強化
- ☆調査等への第三者的な視点の導入（国等の体制強化を図り、将来的には
研究不正の監視や各機関の対応の支援等を行う公的組織の設置も検討）

国による組織の不正防止対策への支援

- ☆倫理教育や規程整備等への支援
- ☆調査研究の実施
- ☆研究コミュニティにおける閉鎖性・内向き指向の打破
- ☆組織改革への働きかけ

今後は、これらの取組の詳細を検討するとともに、関係府省にも働きかけ

**研究における不正行為・研究費の不正使用
に関するタスクフォース
中間取りまとめ**

平成25年9月26日

1.はじめに

科学技術・学術の成果は、我々の知や生活を豊かにするとともに、国の経済成長を促すことにより、国民・社会に対して大きな恩恵を与えるものである。国は公的研究費を通じてその振興を図っているが、これは国及び研究コミュニティへの信認の上に成り立っている。したがって、たとえ一部の心ない者によるものだとしても、研究活動において不正が行われると、その信認は失墜し、科学技術・学術の健全な発展が阻害されかねない。

従前より国として、或いは、研究コミュニティとして、研究活動における不正を防ぐために様々な取組がなされてきた。しかし、昨今、不正事案が社会問題として大きく取り上げられる事態となっており、改めてこれまでの対応について総括を行い、今後講じるべき対応策について集中的に検討を行った。

2. 現状認識

(1) 研究不正の種類

研究活動に係る「不正」としては、データのねつ造や改ざんなどの研究における「不正行為」と、「預け金」や「プール金」など研究費の「不正使用」の2種類がある。「研究不正」として共通的に対応すべき部分はもちろんあるが、その防止策を検討する上では、「不正行為」と「不正使用」ではかなり性質が異なるため、これらを峻別して扱う必要がある。このため、これまでの国の対応においては、それぞれに対応したガイドラインを策定し、区別して運用を行ってきた。

(2) 研究における不正行為

「不正行為」については、必ずしも明確な基準が定められているわけではなく、ねつ造、改ざん、盗用以外に何が「不正行為」に該当するか議論が分かれている。また、「不正行為」を見分けるには当該研究に関する専門的知識が必要であり、例えば、データのねつ造などの場合、それに関わった当事者にしかわからないケースもある。このため、客観的な判定が難しく、実際に発覚した事案も内部通報によるものが多い。さらに、国や地域によって「不正行為」をめぐる扱いが異なっていたり、研究のルールが研究室ごとに個別に教えられることもあり、理解や知識の不足によって、本人が意図しないうちに「不正行為」に加担することもある。

「不正行為」の動機としては、研究費やポストを得るため、業績を上げようとして行われるケースが多いとの指摘もある。近年、我が国においては、米国等の研究環境と同様、任期付のポストが増え、競争的な環境が厳しくなっているという指摘もある。そのような環境においても大半の研究者は不正を行わないと考えられるが、こうした背景を踏まえれば、どこでも不正が起こる可能性があるということを考慮したうえで、いかに「不正行為」の芽を摘むかを考えることが大切である。

一方で、研究行為そのものに関しては、法令等の基準になじまない面が多く、また、規制を強めることは自由な研究、チャレンジングな研究を阻害するおそれがあり、研究の内容への介入につながるようなことは抑制的であることが求められると考えられる。

これらのことを踏まえ、研究者、研究コミュニティの自律を基本と

しつつ、研究者が改めて研究の意義や社会的影響を十分に自覚し、倫理観を持って研究活動を行うようにすると同時に、「不正行為」が行われないような環境を作っていくこともあわせて考える必要がある。

文部科学省では、平成18年に「研究活動の不正行為への対応ガイドライン」(科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会)¹を策定し、「不正行為」に対する考え方を示すとともに、「不正行為」があった場合の研究機関や資金配分機関がとるべき措置、また、そのための規程整備や体制整備を示し、各機関の対応を求めている。一方で、研究者の倫理教育については、各機関等の個別の取組に負うところが大きく、標準的なプログラムや教材も少ない。

もとより、「不正行為」に対しては、研究者が所属する各機関が責任を持って事実を明らかにし、厳正に対応しなければならない。事後的な対応のみならず、事前防止の取組として、プログラム開発を含め倫理教育の普及を進めるとともに、ルールをより明確にし、厳格な運用を求めることにより、「不正行為」の防止に組織的に取り組むようにすることも必要と考えられる。

(3) 研究費の不正使用

研究費の執行に係る問題には、単純な経理ミスや研究資金のルールを知らないことなどの過失に起因して発生する「不適切使用」といった軽微な問題から、業者との架空取引により研究機関から支払われた代金を業者に管理させ、別の用途に流用するなど意図的に発生する「不正使用」といった悪質な問題まで幅広い事案が見られる。

「不適切使用」が起こる要因としては、研究者が研究資金のルールに関する理解や知識が不足している場合もあるが、研究資金制度毎にルールが異なっていることによる事務処理の煩雑さや、硬直的なルールにより研究の進展に合わせた柔軟な執行ができないといった点が考えられる。このような状況を踏まえ、文部科学省では、関係府省と連携し、平成22年度から、競争的資金の使用ルール等の統一化及び簡素化を図っており、制度毎に異なっていた費目構成の名称の統一化や繰り越し手続きに必要な書類の統一化、簡略化を実現してきた。また、

1

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2013/05/07/1213547_001.pdf

日本学術振興会の科学研究費助成事業における一部研究種目の基金化や、科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業における運営費交付金化による弾力的運用など、個別事業においても、研究費をより使いやすくし、より優れた成果を出してもらう環境の整備に努めてきた。

一方、「不正使用」が起こる要因については、研究者個人の意識の問題とともに研究機関における研究費の管理体制の問題が考えられる。研究者個人の問題については、税金を原資とする研究費であっても研究者自らが確保した資金であるとの認識を持つ傾向があることや、「預け金」や「プール金」といった「不正使用」を研究の遂行に必要な行為であると正当化して考える研究者も一部存在していることが指摘されている。研究機関における研究費の管理体制の問題については、例えば、物品を購入する場合に、研究者自身が発注から納品のチェックまで行き、研究室単位で処理しているという例もあり、第三者のチェックを受けないことが、不正を発生させる誘因の一つとなっている。また、研究費の不正な使用が発生しても、「不正使用」を行った研究者個人の問題とし、組織の問題として捉えなかったり、調査や懲戒の基準が不明確なことなどからうやむやになるケースもあると指摘されている。

このような状況を踏まえ、文部科学省では、平成19年に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）²を策定し、関係者の意識向上、調査及び懲戒に関する規程の整備と運用の透明化などの研究費の適正な運営・管理活動を各研究機関に求めるとともに、研究機関におけるガイドラインで求めている取組の履行状況について調査を行い、改善に向けた指導等を行ってきた。また、研究者個人に対しても、競争的資金制度において「不正使用」を行った場合に当該制度への応募資格制限措置をとるなどの取組を行ってきた。

しかし、「不正使用」については、近年、手段が複雑化、巧妙化してきていることに加え、多額の私的流用が行われた事案が発生しており、これらの事案に対応し得る組織を挙げた取組の強化を進める必要があると考えられる。

² http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm

(4) 研究コミュニティによる取組

国の取組とは別に、研究コミュニティも様々なレベルで取組を行っている。代表的なものとして、日本学術会議が「科学者の行動規範 - 改訂版 - 」(平成25年1月25日)³を策定しており、その中で、社会に対する責任や公正な研究行為について定めている。日本学術会議においては現在も行動規範の徹底をはじめ、研究不正の防止に向けた対応について検討⁴が続けられており、国との間でも必要な連携を図ることが確認されている。このほか、多くの学協会ではセミナーや講習のテーマとして不正問題を扱うなどの取組を行ったり、大学によっては、若手の研究者に必修で倫理教育を受講させている例もある。

また、我が国には未だ標準的な倫理教育のためのコンテンツやプログラムがない現状を踏まえ、文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」により信州大学等が「CITI(Collaborative Institutional Training Initiative) Japan プロジェクト」を進めている。同プロジェクトでは、国際的に普及しつつある米国の倫理教育プログラムを基に、国際的にも通用し、我が国の実情にも応じた倫理教育コンテンツとシステムの開発を行っている。

(5) 研究コミュニティの自律と国の関与

「研究不正」については、これまで研究コミュニティや研究者が所属する組織の自律を基本としてきたが、現状では、実効力を持たせる仕組みが弱く、調査の透明性や迅速性などの問題が指摘されていることから、国や第三者機関等により、研究コミュニティの自浄作用が厳格に行われるよう一定の関与を行うことが求められている。その際、関与を強めすぎるとは研究活動自体を萎縮させ、挑戦的な研究による優れた成果を阻害する可能性があることを考慮する必要がある。

³ <http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/index.html>

⁴ <http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kenzensei/kenzensei.html>

3. 基本方針

上述のような現状認識を踏まえた上で、改めて「研究不正」をいかに少なくしていくかについて検討を行った。国として、研究者の所属する組織が、「研究不正」に関して既に規定されているガイドライン等を遵守するよう促すことを前提とした上で、基本方針として3つの柱に整理した。

【不正を事前に防止する取組】

倫理教育の強化

取り締まりを強化することも「抑止」にはつながるが、一方で見つけさえしなければ何をしてもよいといったモラルハザードを生み出しかねず、また、研究活動そのものの効率を大きく低下させては、社会経済の発展を阻害することになる。そのため、研究者たるものが本来踏まえるべき絶対的な命題として「不正はしてはならないこと」という道徳観念をしっかりと意識させることを通じて、不正の発生を防ぐことが肝要である。

【具体的方策】

(倫理教育プログラムの開発)

倫理教育については、前述のように各機関や研究者の個別の取組に負うところが大きく、欧米に比べ、必ずしも十分に普及していないことから、標準的な倫理教育プログラムの開発が必要である。

このため、国は、国際的に普及しつつある米国の倫理教育プログラムをもとに、国際的に通用し、かつ、我が国の実情にも合ったプログラム開発を行っている「CITI Japan プロジェクト」に対する支援を継続し、また、日本学術会議の取組とも連携しながら、標準的なプログラムや教材の作成を進める。

(競争的資金制度における倫理教育の義務づけ)

倫理教育の普及のため、国又は資金配分機関による競争的資金制度への申請や交付に当たっては、上記で開発されるプログラム等による倫理教育の受講を義務づけるなど、積極的な導入促進措置を行う。

(倫理教育に関する国の体制の強化)

これらの取組を推進すべく、国にも必要な人員を配置し、適切な倫

理観を持った研究者を育てていくために必要な施策を講じていくことが必要である。こうした取組の結果として、研究コミュニティの「自浄作用」が高められ、国民からの不信を払拭していくことが望まれる。

不正事案の公開

現行のガイドラインにおいては、不正事案があった場合、調査結果を公表することとされているが、内容も含め事案を明らかにすることで、どのような行為がどのような観点で不正となり、どのようなペナルティが課されるかが可視化されることとなり、「研究不正」の抑止に有効である。また、事案の蓄積により、特に、必ずしも範囲が明確ではない「不正行為」の範囲が自ずから明らかになっていくことが期待される。

【具体的方策】

（不正事案の公開）

ガイドラインでは、不正事案があった場合、その調査の結果や措置の内容を公表することを各機関に求めている。公表の際、不正事案の内容や不正事案に対する対応策等がわかるようにし、これを一覧化して公開する。また、「不正行為」については、ガイドラインでは氏名を公表することとしているが、改めて各機関の対応を求めることとする。一方、「不正使用」については、悪質な事案については氏名を公表することも含め、不正事案に対する緊張感を高めるための工夫が必要である。

（不正行為に関する調査結果の国への報告）

「不正使用」のみならず、「不正行為」についても、不正事案の調査について、中間報告や調査結果の報告を求めているが、改めて各機関の対応を求めることとする。これにより、情報を収集し、上記一覧化の資料とするとともに、調査研究において事例を分析し、これを情報提供することで、教材作成や研究者、研究機関等の意識や取組の向上に資するものとする。

不正を抑止する環境の整備

「不正行為」については研究で得られたデータの保存義務を明確化することで第三者による検証可能性を確保することが、「不正使用」については緊急・臨時に調査する体制を整備することで資金管理の現場に常に緊張感を持たせることが、それぞれその抑止につながると考えられる。研究者が所属する組織の対応としては、これまでの経理的な側面を中心とした検収制度に専門的な知識による検収を導入することなどにより、「不正使用」に係る事前チェックを強固なものにすることが必要である。

【具体的方策】

(一定期間の研究データの保存・公開)

研究データを一定期間保存しておくことで検証可能性を確保することは、不正の抑止のみならず、研究成果を広く研究者間で共有することや研究者自身の自己防衛のためにも必要であり、研究データの一定期間の保存を義務づけるよう各機関に求める。さらに、当該保存データを公開するなどによる透明性の向上により、その効果はより高まるものと考えられるので、研究データの保存・公開の在り方について、早急に具体の検討にとりかかる必要がある。

(不正使用に関する機動的な調査の実施)

「不正使用」の抑止策としては、国や資金配分機関がこれまで行っている不正事案が発生した後の調査だけでなく、研究者が所属する組織に対する機動的な調査を行い、組織に緊張感を与え、不正が起こりにくい、不正を起こしづらい環境を整備することが必要である。

(ソフトウェア開発などの特殊な役務に関する検収の導入)

従来あまり想定されていなかったような事態への対処も必要である。例えば、最近の不正事案においては、ソフトウェアの開発のような特殊な役務に対しては現行の検収体制が必ずしも機能しなかった事例があり、今後は、各機関において、特殊な役務にも対応できる専門的な検収の導入を図るなどの措置が必要である。

(機関におけるリスクアプローチ監査の導入)

現在、組織全体の見地に立って行われている監査に加え、不正事案

が発生する要因を分析し、不正事案が発生するリスクが高い部局や研究分野等に対して、集中的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）を導入する必要がある。

（取引業者に対する誓約書提出の義務づけ）

取引業者に対して、不正を行わないことや、不正を行った場合に発動し得る措置を示した誓約書の提出の義務化等も、研究に関する不正を抑止する観点から必要である。

（取引業者が過去の不正取引を自己申告しやすくするための環境の醸成）

また、取引業者が過去の不正取引について、研究機関に対して自己申告した場合に、取引停止期間の減免を行うなど、取引業者が自己申告しやすい環境を醸成し、研究費不正の抑止力を高めることが必要である。

【組織の管理責任の明確化】

組織としての責任体制の確立

近年は、民間企業に対して社会的責任、道義的責任を求める観点から、いわゆる「コーポレート・ガバナンス」として内部統制の強化が求められている。「研究不正」の問題においてもこの観点は重要であり、特に倫理教育に関する責任者を設置するなど責任体制を明確化し、研究者が所属する組織としての管理責任をしっかりと果たしていくことが求められる。

また、組織としての対応を明確化する観点から、責任の所在・範囲を定めておく必要がある。このため不正事案に関して、所要の事項を定めた内部規程等の整備が求められる。「不正使用」については、大学等において、私的流用等の悪質な事案が発生した場合には刑事上の手続きをとるなどの厳正な措置を含んだ対処方針の策定を促すことも重要である。

【具体的方策】

（倫理教育責任者の設置）

「不正行為」及び「不正使用」に関しては、研究者が所属する組織内に倫理教育の責任者を置くことを求めるなど、組織として倫理教育等に取り組むようにする。

（研究費の管理・執行責任者の設置）

「不正使用」については、部局内における研究室の予算管理・執行状況を横断的に監督する総括責任者を設置することについてガイドライン上に規定し、部局レベルにおける組織管理の徹底を図る。

（組織における規程の整備・公表）

「不正行為」及び「不正使用」に共通して、組織としての責任を明確にし、組織としての管理責任を果たす体制を構築するため、責任者の役割や責任の範囲を定めた必要な規程や体制の整備・公表を求める。なお、複数の研究者を管理・指導する立場にある研究代表者には、研究活動や研究成果を適切に確認することを求めている。

また、多額の私的流用など、悪質な「不正使用」には断固たる態度で臨む姿勢が不可欠である。したがって、刑事上の措置も含めた厳正な対処を行うべく、組織において必要な手続きを定めるよう促していくことも重要である。

不正事案に関する管理責任の追及

「研究不正」を行った当事者だけでなく、その所属する組織に対しても一定の責任を課していくことが必要である。例えば、不正事案が発生した場合、まずは組織に対し内部調査を求めるが、この調査に期限を設けることで、組織に対しスピード感ある対応を求めることが考えられる。

組織としての責任が果たせない機関に対しては、国が何らかのペナルティを課すことも検討することが必要である。

【具体的方策】

（不正調査の期限設定）

各機関において、緊張感とスピード感を持って対応するよう、不正事案があった場合の調査について、調査期間の期限を設定するとともに、期限までに報告がない場合、国や資金配分機関から、その理由の説明を求めたり、督促するようにする。さらに正当な理由なく調査期間の期限を越えた場合には、研究費執行の一部見合わせを行う等、厳格なルールを設定する。

（組織に対する措置の発動）

「不正使用」に関しては、個人に対する措置については、応募資格停止期間の長期化などの厳罰化が平成25年度事業から適用されたばかりでもあり、その効果も見極めることとなる。一方、組織に対する措置については、既にガイドラインにおいて、管理・監査に関する体制整備状況に問題がある組織について、改善が見られない場合は、是正措置として間接経費を削減すること等が定められているものの、具体的な発動条件や削減額が定められていないため、今後は、明確化などの制度設計を進める。

さらに、競争的資金制度において「不正使用」若しくは「不正行為」が発生した場合、当該研究者が所属する組織への措置を発動するといった制度設計も検討する必要がある。措置の内容としては、例えば、組織に対して是正措置の導入を促すべく管理条件を付与することとし、当該管理条件が満たされない場合には、間接経費を相応に削減することが考えられるが、不正事案の態様や組織における管理体制の状況等に応じたような手続きや措置が必要か、さらに検討する必要がある。

「不正使用」に関しては、上記によってもなお改善が見られない場合には、当該組織及び当該組織に所属する研究者に対する競争的資金（間接経費を含む）の配分の一定期間停止の措置も視野に入れ、その発動条件の明確化などの制度設計を進める。

【国による監視と支援】

国の監視機能の強化と充実

国としての関与を強める観点から、適正な範囲内において抑止力の強化に資する取組を行う必要がある。具体的には、研究組織に対し必要な体制整備を促すことが必要である。また、不正事案の発生時には報告を求め、その後の内部調査や事後対策の実施状況についてもフォローするなど、不正事案のモニタリングを強化することも求められる。さらに、国は、このような監視機能を十全に果たすために必要な体制を整備することが求められる。

【具体的方策】

（規程・体制の整備状況の調査）

国が、必要な規程や体制の整備状況を調査し、調査結果を公表することや、体制整備が不十分な場合に指導やアドバイスを行うことは重

要である。その際、日本学術会議等の知見も得ながら行うことも検討する。

（不正行為に関する調査結果の国への報告）

「不正行為」を含め、不正事案の調査について、中間報告や調査結果の報告を求めているが、改めて各機関の対応を求めることとする。これにより、情報を収集し、一覧化、公開のための資料とするとともに、調査研究において事例を分析し、これを情報提供することで、教材作成や研究者、研究機関等の意識や取組の向上に資するものとする。

（研究費の管理・監査体制に関するモニタリング強化）

「不正使用」に関しては、国や資金配分機関は、必要な体制を整備し、機動的な調査等の実施等により、研究者が所属する組織に対するモニタリング機能の強化を図ることが必要である。事後調査、フォローアップと併せて実施することにより、有効性の更なる向上が見込まれる。

（調査等への第三者的な視点の導入）

「不正行為」の調査には当該研究分野に関する専門的な知識が必要な場合が多く、国際的に見ても、第一義的には各機関において対応するものである。このため、より透明性を確保する観点から、例えば、告発窓口を第三者に委託する、調査委員会に第三者委員を入れることなどを求める。

また、中長期的な課題としては、国や資金配分機関、日本学術会議のような第三者による調査についても検討する必要がある。「研究不正」への対応としては、まず現行の国や資金配分機関の体制の強化が図られることが不可欠だが、将来的には、公的な機関として、不正事案の調査機能を持ち、かつ、「研究不正」への対応、研究倫理に関する知見を集約した組織の設置についても検討する必要がある。

国による組織の不正防止対策への支援

組織に管理責任を求めるのと表裏一体の対応として、国が必要な支援を行うことも必要である。倫理教育に対しては、コンテンツの開発や普及に関しての支援が想定される。研究者が所属する組織に規程や体制の整備を求めることに対しては、標準的なモデルを作成し、ひな形として示すことなどが想定される。また、そうした支援をする上で、海外の状況も含め研究調査を実施することも重要である。さらに、不正事案発生後の調査等には相応の負担が生じることから、その調査等に対して国や資金配分機関が一定の支援を行い、調査の迅速性を高めることも考えられる。

【具体的方策】

（倫理教育や規程整備等への支援）

倫理教育に関してはコンテンツの開発や普及について支援をすること、ガイドラインの見直しや運用強化に関しては組織に対して責任者の設置や規程・体制の整備を促し、組織として「研究不正」を抑止する環境の整備を求めていくことがそれぞれ必要である。組織独自の取組に期待される部分があるので、国や資金配分機関として必要な支援を行う。加えて、不正事案の発生後、迅速に調査が行えるよう、国や資金配分機関が必要な支援を行うことも考えていくべきである。

（調査研究の実施）

これまで、「研究不正」への対応や倫理教育に関する調査研究が必ずしも十分に行われて来なかったと言える。このため、各機関の取組を求めるためにも、不正事案の収集、分析や、不正対応、研究倫理に関する外国の事例や国内のグッド・プラクティスの調査分析など、「研究不正」に関する調査研究を行う。これにより、対応策に生かすとともに、これを情報提供することで、教材作成や研究者、研究機関等の意識や取組の向上にも資するものとする。

（研究コミュニティにおける閉鎖性・内向き指向の打破）

研究コミュニティの「閉鎖性」や「内向き指向」といった弊害を打破するためには、研究人材の流動性の向上や、人事における透明性確保、研究者の評価の在り方の見直しなどが必要と考えられる。特に、研究室ぐるみで行われる「研究不正」の事例も報告されており、研究

室が外に対して開かれることには大きな効果が期待できる。常に外部の目にさらされている、或いは、外部の研究者との交流があるという状況を作り出すことで、不正が起こりづらい環境が形成されることが期待される。

(組織改革への働きかけ)

しっかりと目的意識を持って、自ら組織改革に乗り出すよう、研究者が所属する組織に対して国が働きかけを行っていくことが重要である。国が組織の取組の良い事例を取り上げ、ベストプラクティスとして広く周知するなど、組織改革の流れが波及していくよう努めていくことが必要である。

4．今後に向けて

ここで打ち出した方向性については、実効性を高める観点から、現場の実情を踏まえつつ、ガイドラインの見直しや運用改善など、できることから随時実施に移すこととする。既に発生した事案については、厳正迅速な調査と適切な措置を講ずる。さらに検討を行うべき事項については、今後も引き続き議論を深め、順次実行に移していくこととする。例えば、日本学術会議等とも連携した具体の倫理教育プログラムの開発、不正事案のアーカイブ化の実施・運用体制、「研究公正局(仮称)」のような第三者的監視組織の設置などは今後に向けた大きな課題である。

加えて、「研究不正」の問題は、文部科学省の所掌の範囲に閉じるものではなく、全政府を挙げて取り組むべき課題であることから、各府省とも連携・協調を図っていくことが不可欠である。ここで打ち出した方向性を基礎に、関係府省間で政府としての対応策について早急に検討することが必要である。

【参考1】

研究における不正行為・研究費の不正使用に関する タスクフォースの設置について

平成25年8月2日
文 部 科 学 省

1. 趣旨

今般、論文におけるデータのねつ造等という研究における不正行為の事案と、公的に助成されている研究費の不正使用の事案が発生し、社会的に大きな問題となっている。これまでも不正事案に対しては政府として一定の対応を図ってきたところであるが、政府全体の研究開発予算の大半と研究者の育成を所掌する文部科学省に対しては、これらの事案に対して責任を持って必要十分な対策を講じ、もって国民からの信頼を回復することが求められている。

このような問題意識の下、これまでの不正事案に対する対応の総括を行うとともに、今後講じるべき具体的な対応策について全省を挙げて検討するため、標記タスクフォースを設置する。

2. 構成員

(座長)	福井文部科学副大臣
(座長代理)	藤木文部科学審議官
	川上政策評価審議官
	布村高等教育局長
	土屋科学技術・学術政策局長
	吉田研究振興局長

3. 検討事項

代表的な不正事案の概要と現在の対応状況について
これまでの不正事案に対する対応の総括について
今後講じるべき対応策について

【参考2】 タスクフォースにおける検討経緯

第1回 平成25年8月7日(水)

- (1) 研究費の不正使用について
- (2) 研究における不正行為について
- (3) その他

第2回 平成25年8月20日(火)

- (1) 日本学術会議における取組について
- (2) 東京大学の实地調査の結果について
- (3) 概算要求及び機構・定員要求の方向性について
- (4) その他

第3回 平成25年9月4日(水)

- (1) 不正対応にかかる概算要求及び機構・定員要求について
- (2) 研究不正への対応について
- (3) その他

第4回 平成25年9月26日(木)

- (1) 中間取りまとめについて
- (2) その他